



(賃借に基づく権利取得)  
第四十三条 当社が貨物の全部の価額を賃借したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

### 第三章 附 帯 業 務 等

(附帯業務等)  
第四十四条 当社が、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管又は仕分け、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2 個人事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く)を対象とした料金は、主たる事務所その他の営業所において掲示します。

(品代金取立ての追付等)

第四十五条 品代金取立ての追付又は取立て代金の変更は、当該貨物の発送前にして、かつ、関係書類の発送前に限り、その取扱いをいたします。

(品代金取立て料の払戻し)

第四十六条 当社は、品代金取立ての取扱いをした貨物に対し、荷送人が当該貨物の発送後代金取立ての委託を取消した場合、又は荷送人若しくは荷受け人が責任を負う事由により、代金の取立てが不能となった場合には、品代金取立て料の払戻しをいたしません。

(付保)

第四十七条 利用運送の申込みに際し、当社の申出により荷送人が承諾したときは、当社は、荷送人の署名又は記名捺印をいただき、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他の運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。

(附帯業務等についての責任)

第四十八条 当社が貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節(責任の規定)を準用します。

ヤマト運輸ホールディングス株式会社